

# 金融調査会 提言

令和3年5月20日  
自由民主党政務調査会  
金融調査会

## 1. はじめに

わが国の金融分野では、デジタル化やフィンテック等に伴う金融イノベーションの進展、グローバル化への対応、低金利環境の継続や人口減少、金融取引の高度化や資金調達手段の多様化等による金融市場の複雑化等、様々な環境変化が生じている。こうした中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、日本社会・経済に深刻な影響をもたらしており、引き続き、事業者への資金繰り支援、地方創生の取組みの強化等が喫緊の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、当調査会においては、山本幸三調査会長の下、2018年10月以降、わが国の今後の金融のあり方について、大所高所、短期的及び中長期的、かつ国際的な観点から精力的に議論を行ってきた。

具体的には、従来からの調査会本体及び「企業会計に関する小委員会」に加え、2018年に「金融イノベーション加速化PT」、「地域金融機関経営力強化PT」、「金融市場強化・保険PT」の3つのPTを新設した。さらに、2019年には「デジタルマネー推進PT」を追加設置し、2020年には「地域金融機関経営力強化PT」を「地域金融に関する小委員会」に改組するとともに、「金融における新国際秩序戦略PT」を追加設置し、それぞれのテーマ毎に課題や対応策等について議論を進めてきた。また、これらの議論に当たっては、財務金融部会とも積極的な連携を図ってきた。

こうした議論を踏まえ、当調査会は、過去2回にわたる提言（2019年5月7日及び2020年6月16日）をとりまとめ、さらに、その後も各小委員会やPTが提言をとりまとめるなど、具体的な政策に繋げてきた。

本報告においては、これまでの提言に基づく成果について総括するとともに、今後の課題について提言を行うこととする。

## 2. 調査会本体

### (1) これまでの提言に基づく成果

#### ① 新型コロナウイルス感染症に関する金融面での対応

2020年1月頃からの新型コロナウイルス感染症拡大当初から、金融調査会では、政府や金融業界より幅広くヒアリングを行い、政府に対し、大規模かつ強力な資金繰り支援を促してきた。こうした議論を受け、政府においては、これまで、実質無利子・無担保の特別貸付制度を創設する、官民の金融機関に対し事業者の資金繰り支援を徹底するよう累次にわたり要請する等の対応を行い、官民金融機関の融資は急拡大するなど、積極的な事業者への支援が行われてきた。

新型コロナウイルス感染症の影響拡大が2年目を迎える中で、金融調査会においては、昨年末以降、新型コロナで特に深刻な打撃を受ける飲食・宿泊・観光等の事業者に集中的にヒアリングを行い、本年3月4日、返済猶予・資金繰りの支援、債権買取り等の再生支援、資本金ローン活用等を盛り込んだ「金融調査会・地域金融に関する小委員会緊急提言」を取りまとめ、政府に提出した。

政府においては、同提言も踏まえて早急に検討を行い、

- ・ 金融機関への長期の返済猶予・新規融資の積極実施等の要請
  - ・ 政投銀・商工中金が提供する資本金の利便性の向上
  - ・ 地域経済活性化支援機構（REVIC）等政府系ファンド等の活用
  - ・ 事業再構築補助金を活用した中堅企業の支援強化
  - ・ 日本公認会計士協会による減損等に関する監査上の留意事項の公表
- などを含む、「新型コロナの影響を特に受けている飲食・宿泊等の企業向けの金融支援等について」を3月23日に取りまとめ、調査会へ報告がなされた。

さらに、4月27日には、飲食・宿泊業を含む幅広い事業者について、民間金融機関等において新規融資や据置期間延長を含む条件変更等の最大限柔軟な対応を求める旨の提言も行ったが、感染症の影響が続く中で、政府系・民間金融機関や信用保証協会等が一層協働して、上記の様な支援措置を地域の実情に配慮しつつ、迅速・確実に実行に移していく必要がある。

## ② 金融庁検査と日銀考査の連携強化

金融庁の検査と日銀の考査は、それぞれ目的が異なるものの、重複している部分もあり、受け入れる金融機関にとって二重の負担となっている。金融商品の複雑化、世界的な過剰流動性、金融グループのグローバル化、フィンテックの台頭などにより、金融モニタリングの更なる高度化が要請される中、金融庁と日銀の限られたリソースを効果的に活用していくことも求められている。こうした観点から、2020年10月27日、金融調査会と財務金融部会では、「金融庁と日銀の縦割り打破（金融庁検査と日銀考査の

一体的運用について)」を公表し、データの一元化、テーマや対象先を調整する仕組みの構築などを通じ、重複を排除した一体化とも近い運用を実現することで、質の高いモニタリングを実施するよう提言した。

金融庁と日本銀行では、本提言を踏まえ、幹部級のタスクフォースにおいて、具体的な連携促進策について検討を実施し、3月に「金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取り組み」として具体的な方向性を発表している。モニタリング面では、検査・考査連携会議やテーマごとの実務者会合を通じ、検査・考査計画の調整や重点テーマの擦り合わせなどを行うほか、共通テーマに関するヒアリングや資料徴求を共同実施すること、重要なテーマに関する共同調査を拡充すること、考査提出資料を合理化することなどが含まれている。データ面でも、事業者団体等からの要望を踏まえて、計表の統合・廃止に向けた取り組みを継続すること、将来的な課題として、より効率的なデータ収集・共有・活用の実現を目指し、共同データプラットフォームの構築に向けた共同研究を行うことなどが含まれている。このように、我々の提言を踏まえ、両組織で新しい金融モニタリングのあり方について、建設的な議論が続いているところである。

## (2) 今後の課題

### ① 経営改善支援・事業再生・事業転換支援等

4月25日に3回目となる緊急事態宣言が発出されるなど、事業者の厳しい経営環境が継続する中、まずは、据置期間の延長も含めた事業者の資金繰り支援を引き続き徹底していくことが求められる。

その上で、民間金融機関と、政府系金融機関、信用保証協会、中小企業支援協議会、REVIC等の地域支援機関とが連携して、事業者の実態に応じた、経営改善・事業再生・事業転換支援等を力強く進めていく必要がある。特に、民間金融機関は、多くの地域中堅・中小企業のメインバンクとして、支援の実施に主導的・先導的な役割を果し、例えば、

- ・ 既往債務の条件変更等に止まらない経営改善・事業計画支援
  - ・ 事業再構築補助金等の政府支援金等も活用した事業再生・転換支援
  - ・ ファンド等も活用した資本金の供給や事業再生支援、
  - ・ 地域企業のニーズに応じた人材紹介や事業承継支援
- などの支援をしっかりと進めていくことが重要である。

調査会においては、引き続き新型コロナウイルス感染症が事業者に及ぼす影響について状況を注視し、政府に対して必要な施策を求めていく。

### ② モニタリングの質の向上と金融機関の負担軽減

金融庁と日本銀行では、検査と考査の更なる連携強化に向けた方向性を公表したが、今後の実施段階では、モニタリングの質を向上させつつ、金融機関にとっての負担軽減を達成することが求められる。そのためには、検査・考査連携会議を中心に、引き続き両者が緊密な連携を取っていくことに加え、金融機関の意見を聴取する場を設け、両者の連携不足により不要な負担が生じていないか、引き続きよく注意を払っていくことが重要である。

また、共同データプラットフォームの構築に向けては、金融業界との丁寧な合意形成やシステム面整備を含む計画的な投資も必要である。今後、諸外国の動向をよく研究した上で、わが国として金融機関の負担軽減とモニタリングの質の向上を実現するために望まれるデータ収集・共有・活用の枠組みの構築に向け、議論を着実に積み重ねていくことが必要である。

### ③ みずほ銀行におけるシステム障害

本年2月以降に発生した、みずほ銀行におけるシステム障害に関して、財務金融部会と連携し、2回にわたりヒアリングを実施し、同行頭取等から、システム障害の発生原因や再発防止策等に係る報告を受けた。

金融機関に対する信頼を確保する観点から、政府は、同行に対する集中的なフォローアップを通じて、徹底した原因究明を行い、抜本的な再発防止が図られるよう、取り組んでいくべきである。

### ④ 国内外の金融機関グループにおける特定取引先との取引に起因した損失

本年3月以降に国内外の複数の金融機関グループが公表した、海外の特定取引先との取引に起因した損失に関して、財務金融部会と連携し、野村HDのCEO等から、経緯や今後の対応に係る報告を受けた。

グローバルなビジネス展開を行う金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、政府は、海外当局と連携しつつ、発生原因等の実態把握を行い、リスク管理態勢の高度化が図られるよう、取り組んでいくべきである。

## 3. 金融イノベーション加速化PT

### (1) これまでの提言に基づく成果

2019年5月7日の提言は、川上から川下まで金融機関によって独占されている金融アーキテクチャーについて、チャネルの多様化、アンバンドリング化等

による提供者の多様化を通じて、デジタル・プラットフォーム型の金融アーキテクチャーを構築していくことが必要であるとした。具体的には、政府に対し、

- ① フィンテック企業等向けの新たな枠組みとして「金融サービス仲介法制」を実現し、当局への申請をワンスオンリー化すること
- ② 銀行と資金移動業の間に新たな類型を設け、決済法制全体の横断化と柔構造化に向けた制度を整備すること
- ③ 銀行とフィンテック企業のオープンAPIについて、双方にとってWin-Winとなるように推進すること

などを提言した。

上記①・②との関係では、政府は2020年3月に、銀・証・保すべての分野のサービスをワストップで提供できる金融サービス仲介業や、100万円超の送金が可能な資金移動業の類型の創設などを盛り込んだ「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。法案は同年6月に成立し、本年施行される(上記②については本年5月1日に先行して施行済み)。政府においては、制度施行後も、提言の趣旨を踏まえつつ事業者を適切にモニタリングしていくべきである。

また上記③との関係では、政府は、利用者保護の観点にも配慮しつつ早急にAPI連携等に取り組むよう、銀行とフィンテック企業双方に対し累次にわたり要請するとともに、双方の意見交換の場を設けるなどの取り組みを行った結果、銀行とフィンテック企業との連携は着実に進展している。政府は今後も、銀行とフィンテック企業の連携が深化していくよう注視していくべきである。

続く2020年6月16日の提言は、金融のデジタル化を視野に入れた制度整備が進む一方、銀行など既存金融機関におけるビジネスモデルの変革は道半ばであることを踏まえ、政府に対し、

- ④ 金融部門におけるイノベーションを加速する観点から、わが国の決済システムの中核を担う銀行間決済システムの改革に取り組むこと
- ⑤ 顧客基盤と社会的信頼を有する銀行グループが、そうした強みを活かして日本経済全体のデジタル化、地方創生、SDGsの推進といった課題に貢献することを可能とするため、規制を見直すこと

などを提言した。

上記④との関係では、振込手数料の背景となるコストであり、これまで40年以上にわたって不変であった銀行間手数料について、コスト実態を反映した合理的な水準への引下げが実現した。加えて、全銀システムへの参加資格を資金移動業者にも認める方向性が示されるとともに、キャッシュレス化に対応した個人間送金インフラ構想についても実現に向けた検討が着実に進展しつつあ

る。こうした取組みがわが国経済の担い手に多様なサービスの提供機会と適切な競争環境をもたらすことを通じて金融部門のイノベーションが一層加速されるよう、政府は、決済システムの高度化・効率化に向けた取組みを引き続き後押しするとともに、決済の安定性確保の観点から、決済システムに接続する事業者を適切にモニタリングしていくべきである。

また上記⑤との関係では、政府は本年3月に、金融グループの業務にデジタル化や地方創生などに資する業務を追加することや、金融グループによる地域活性化に取り組む会社に対する柔軟な出資を可能とすることなどを盛り込んだ「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、本年5月に成立した。

## (2) 今後の課題

### ① 銀証ファイアーウォール規制

国内顧客に関する銀証ファイアーウォール規制については、わが国資本市場の一層の機能発揮、国際金融センターとしての市場の魅力向上、より高度な金融サービスの提供を促すため、顧客の意向や利益相反管理・優越的地位の濫用防止等の観点から、見直しを行うべきである。

### ② 資金移動業者における不正送金問題

昨年秋、資金移動サービスを介した銀行口座からの不正出金事案が複数発生した。

金融機関がデジタル化・キャッシュレス化に積極的に取り組むことは重要である一方、新たなサービスの登場に伴う利用者保護上の課題に適切に対処していくことも、金融機関の信頼確保及び金融イノベーションの実現には不可欠である。

このため、金融庁及び事業者から説明を求め、あるべき対応について議論を行った。

こうした議論を踏まえ、金融庁は、関連事業者に対し、①認証や本人確認の強化等の不正防止策の実施、②補償方針の策定と実施、③利用者相談に真摯に対応するための態勢整備を求める旨の監督指針等の改正を実施したところである。

今後とも、デジタル化・キャッシュレス化の進展に伴い、新たな金融サービスの登場や事業者間の連携の広がりが想定されるが、金融庁は、今後とも、各事業者において、利用者保護の観点から適切な対応がなされるよう、モニタリングを実施していくことが求められる。

なお、暗号技術をはじめ金融をとりまく技術革新は日進月歩である。金融庁においても、関係機関と連携しつつ、サイバーセキュリティ及び情報保全強化の観点も踏まえ、最新の技術動向のフォローを行うことが求められる。

### ③ 地方税の電子化

地方税におけるQRコードの活用については、これまでも当調査会として、ITによる利便性向上・効率化の観点から取組みを促してきたところであるが、金融機関、関係省庁、地方自治体などの関係者が協議をしながら、2023年度課税分から地方税の納付書に統一規格のQRコードを付す方針が示された。引き続き、この実現に向けて、関係者が連携しつつ取り組むべきである。

### ④ 手形・小切手の電子化

手形・小切手の電子的な仕組みへの移行について、金融界において、利用者である産業界の理解・協力を得ながら、2026年度を目標とする全面的な電子化に取り組むとしており、電子化の実現に向けて政府は金融界・産業界が策定する自主行動計画の進捗をしっかりとフォローアップしていくべきである。

## 4. 金融市場強化・保険P T

### (1) これまでの提言に基づく成果

2019年5月7日に、政府に対し、

- ① 高いレベルでの総合取引所が2020年度上半期に実現できるよう取組みを急ぐこと
- ② 融資型クラウドファンディングについて、投資家への情報開示の拡充等を通じ、さらに投資家が安心して投資できる環境を整備すること
- ③ いわゆるHFTについて、その取引動向の実態把握・調査分析、市場監視強化等に取り組むこと（2020年6月16日の提言でも同旨の指摘）

などを提言した。

上記①については、2019年9月に東京商品取引所（TOCOM）が日本取引所グループの子会社となり、2020年7月にはTOCOMから大阪取引所に貴金属（金、銀、プラチナ、パラジウム）、ゴム、農産物（とうもろこし、大豆、小豆）が移管され、証拠金の一元化、所管官庁・規制の一元化、清算機関の一元化がな

されるなど高いレベルで有価証券関連のデリバティブ取引と商品関連のデリバティブ取引をワンストップで取扱うことができる総合取引所が実現した。

上記②については、金融庁で融資型クラウドファンディング業者による情報開示に係る実態の把握を行い、各業者において、2019年に公表された借り手に関する情報の開示を可能とする方策に沿って取り組んでいることが確認された。

上記③については、HFTの登録制の導入後、政府は、金融商品取引所と緊密に連携しつつHFTの取引動向等を検証しているところ、引き続き、HFTの取引動向等の検証を継続する等、投資家の懸念や不信感を払拭していくよう取り組んでいくことが重要である。

続く2020年6月16日に、政府に対し、

- ④ 市場区分の見直しに関し、示された方向性に沿って、2022年4月までに着実に実現できるようサポートを行うこと
- ⑤ 総合取引所がさらにその機能を発揮し、投資家の利便性を向上させるため、原油などエネルギー関連の先物商品も総合取引所での取扱いを実現すること
- ⑥ 証券会社における複数の市場間をまたぐ顧客注文の適切な執行のあり方について、個人投資家からの注文に関する最良価格での執行の確保を求めることなどに関し、制度の見直しを検討すること
- ⑦ 学校や企業の金融経済教育の充実、及び国民の資産形成を支援する制度の普及のため、ICT技術を活用した取組みや、新学習指導要領の効果的な実施のための教育関係者のサポートなどを連携して推進すること
- ⑧ 株式投資型クラウドファンディングにおいて、機動的な資金調達が可能となるよう制度の見直しを検討すること

などを提言した。

上記④については、東京証券取引所が市場構造の見直しに関し、新たな規則を公表するなど2022年4月からの新市場区分（プライム、スタンダード、グロース）における取引開始とTOPIXの見直しに向け着実に進展している。

上記⑤については、大阪取引所（総合取引所）は、エネルギー関連の商品として、2020年9月、CME原油等指数先物の上場に向けて規則案をパブリックコメントに付しており、2021年9月に上場を予定している。

上記⑥については、昨年12月に設置された金融審議会「最良執行のあり方等に関するタスクフォース」において検討されているところ、個人投資家に対する最良執行方針等について、価格を重視するものとなるよう、投資家のニーズや金融商品取引業者等のビジネスモデルも踏まえつつ、制度の見直しが着実に



進められるよう取り組んでいくことが重要である。

上記⑦については、政府は、金融経済教育の充実に向けて、大学等におけるオンライン授業への対応や高校生・教員・若年層向け動画コンテンツの提供、小学生向け教育コンテンツの作成、資産形成に関するイベント等のオンライン開催など、ICTを活用した取組みを進めた。政府は今後も、学校や企業の金融経済教育の充実、及び国民の資産形成を支援する制度の普及のため、関係者とともに一層連携して取組みを推進していくべきである。

上記⑧については、昨年10月に設置された金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」において、株式投資型クラウドファンディング制度に関し、調達可能総額（1億円未満）の合算要件や、一定のプロ投資家に係る投資上限額（50万円）の見直し等について検討が行われた。政府は、こうした検討結果を踏まえ、着実に制度の見直しを進めていくべきである。

## （2）今後の課題

### ① 金融商品取引所と私設取引システム（PTS）の関係

PTSは、市場間競争を促進する観点から1998年に導入された。現状、PTSは、金融商品取引所と比べ緩やかな規制が課されている一方、取引量が一定以上に拡大すると、金融商品取引所への移行等が求められる。

こうした金融商品取引所とPTSの規制の違いを踏まえつつ、PTSが代替市場としての役割を果たせるよう取り組むことが重要である。具体的には、金融商品取引所とPTSとの間の適切な競争の促進等の観点から、投資家保護や公正な取引の確保を前提にしつつ、オークション方式に関してPTSから金融商品取引所への移行基準を緩和する等の制度の見直しを検討すべきである。

### ② 東京証券取引所におけるシステム障害

昨年10月1日に発生した東京証券取引所のシステム障害において、取引が電子化された1999年以降初めて、終日、全銘柄の売買が停止され、投資家の取引機会が制限されたことは大変遺憾である。

東京証券取引所は、システム障害防止の基本方針について、ネバーストップという従前の考え方に加え、レジリエンス（障害回復力）を向上させるという観点も併せて再発防止策に確実に取り組むとともに、政府は適切に監督すべきである。

### ③ 生命保険会社の営業職員管理

昨年、突出した営業成績を誇った第一生命保険の元営業職員が、18年を

超える長きにわたり、19億円を超える金額を顧客から詐取したという特異な事案が発覚した。

政府は、コンプライアンス重視の企業風土、現金授受廃止の徹底、営業成績の高い職員のモニタリング、予兆情報の不正防止への活用など当社における再発防止策の実施状況をしっかりとフォローアップしていくべきである。また、政府は、当社に限らず生命保険業界全体における営業職員管理態勢の更なる高度化を促していくべきである。

## 5. デジタルマネー推進PT

### (1) これまでの提言に基づく成果

金融調査会デジタルマネー推進PTでは、2019年以来、中央銀行デジタル通貨(CBDC: Central Bank Digital Currency)に関する研究・議論を積み重ねてきた。2020年5月、12月の金融調査会提言においては、決済高度化・通貨主権の確保・経済安全保障等の観点から、わが国においても、政府・日銀が一体となって、CBDCについて、より具体的な検討を直ちに開始することを求めた。

その後も、CBDCに関する国内外の取組みは一段と活発化している。

中国は複数の都市でデジタル人民元(e-CNY)発行に向けた実証実験を行っている。また、各国主要中銀もCBDC発行に向けた検討を加速させており、国際決済銀行(BIS)が本年1月に公表したレポートによると、CBDCに関する検討に取り組んでいる中銀は調査対象全体(65中銀)の86%まで増加している。

こうしたもとで、日銀は2020年10月にCBDCに関する取組方針を公表し、CBDCに対する社会のニーズが今後急激に高まる可能性があるとの認識の下、実証実験等を通じてより具体的・実務的な検討を行っていく方針を明らかにした。その後、本年4月にはその第一段階である基礎的な概念実証(フェーズ1)に着手した。

### (2) 今後の課題

CBDC発行の意義と必要性については、ニューノーマル時代に相応しい決済システムの構築、わが国の通貨主権の確保、米ドルを中心とした国際通貨体制の維持といった点に整理される。他方で、CBDC発行にあたっては、預金からCBDCへのシフト可能性など信用創造への影響、民間主導で進められてきたキャッシュレス高度化の取組みへの影響、物価安定や金融システム安定への影響、サイバーセキュリティ・情報セキュリティ・プライバシー保護などへの対応といった点に対する十分な留意も必要である。

このような意義・必要性・留意点を踏まえ、迅速に実証実験を進めると共に、制度設計の検討を行い、国内・国際情勢を踏まえ、必要に応じて、CBDCを発行できるよう準備を整えておくことが重要である。特に、既に複数の中央銀行が、概念実証のフェーズを終えて実行フェーズに移行するなど、CBDCを巡る状況の急速な進展も踏まえると、わが国の検討も加速する必要がある。また、実証実験にあたっては、制度設計面での検討（例：オフライン利用、プライバシー保護、不正利用対策、発行額制限等）との一体的な検討が不可欠である。

以上を踏まえ、日銀は本年度中に基礎的な概念実証（フェーズ1）を完了させるとともに、来年度中までには、発展的な概念実証（フェーズ2）を行う。そうした実証を踏まえ、制度設計の大枠を決定した上で、民間事業者や消費者が実地に参加するパイロット実験を速やかにスタートし、CBDC発行の実現可能性と具体的な制度設計について一定の結論を得ることを目指すべきである。その際、日銀は、CBDCの実証実験や制度設計が、米国、欧州などわが国と価値観を共有する国との共同歩調の下で行われるよう、連携を密に維持すべきである。

なお、こうした検討にあたっては、政府・日銀が一体となって進めることが不可欠である。また、民間事業者のニーズを吸い上げるとともに、実証実験の状況を定期的に共有することが求められる。こうした問題意識を受けて、日銀と財務省・金融庁及び民間事業者からなる連絡協議会が設置され、本年3月に初回会合が開催されたところであるが、引き続き、概念実証の実施状況の共有に努めていくべきである。

また、CBDCの発行にあたっては、実証実験や制度設計面の検討だけでなく、法制度での対応も求められる。ただし、法改正事項は、制度設計によるところが大きいと、上記の制度設計の検討と一体的に行うこととし、CBDC発行段階において法改正の議論の遅れがボトルネックとなることのないように留意すべきである。

さらに、国際通貨システムの安全性の維持のためには、各国のCBDCがセキュリティや相互運用性、プライバシー等の観点から適切な標準仕様の下で発行されることが望ましい。このため、中国によるデジタル通貨に関する標準策定への関与動向についても感度高く注視し、e-CNYの技術仕様等の分析に努めるとともに、米欧などわが国と価値観を共有する国と連携し、わが国が主導する形で戦略的に国際CBDCの技術標準策定を目指すべきである。

## 6. 金融における新国際秩序戦略PT

## (1) これまでの提言に基づく成果

確固たる民主主義・法治主義に支えられた安心・安全な拠点としてのわが国が、アジア・世界の国際金融センターの1つとして機能を発揮することは、アジア・世界の経済発展の要となるものであり、わが国が果たすべき国際的な責務である。こうした観点から、本PTは、「海外事業者や高度外国人材のための環境構築」に加え、「わが国の金融資本市場の魅力を高める施策」の重要性を指摘、「今後取りまとめられる経済対策や、来年度における予算並びに相続税などの税制面の具体的措置などにおいてしっかりと対応し、取組みを一層加速させるべきである」と提言したところである。

政府においては、2020年12月の経済対策及び税制改正大綱で関連政策についてとりまとめ、その後、以下のような施策の具体化に向けた取組みが進められている。

### ① わが国市場の魅力向上に向けた施策

成長資金の円滑な供給策の検討（下記（2）参照）、銀証ファイアウォールの見直し（上記3.（2）参照）に取り組んでいるほか、海外の投資運用業者等のわが国への参入促進のため、海外の投資運用業者を想定した簡素な参入手続きを創設する「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、本年5月に成立した。

また、海外金融関係者から要望が強かった税制については、投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等の役員に対する業績連動給与について、一定要件の下、損金算入を可能とすること、就労等のために日本に居住する外国人に係る相続等について、その居住期間にかかわらず、国外に居住する外国人や日本に短期的に滞在する外国人が相続人等として取得する国外財産を相続税等の課税対象外とすることを内容とする税法改正が実現したほか、いわゆるキャリドインタレスト（個人であるファンドマネージャーが組合員として運用する組合事業から出資割合を超えて受け取る組合利益の分配）の税務上の取扱いを明確化した。

このほか、新規に日本に参入する海外の資産運用会社等について、登録の事前相談、登録手続き及び登録後の監督を英語によりワンストップで対応する「拠点開設サポートオフィス」を2021年1月に開設した。英語・ワンストップ対応については、今後、海外から新たに日本に参入する、主として顧客対応を英語で行う外国証券会社・外国銀行にも対象を拡大すべく検討を進めているところである。

## ② 海外事業者や高度外国人材のための環境構築

外国籍の高度金融人材の滞在許可に関して、雇用可能な家事使用人の要件緩和や各種手続きの迅速化・合理化等に向けて、検討が進められている。また、金融ライセンス取得に加え、法人設立、在留施策取得、生活立上げについての英語によるワンストップでの情報提供できるよう、国際金融センター関連の専用ウェブサイトを立ち上げたほか、上述の「サポートオフィス」で関係省庁・自治体と連携しつつ、問い合わせに対応しているところである。

## (2) 今後の課題

### ① わが国市場の魅力向上に向けた施策

わが国のスタートアップ企業へのリスクマネー供給の促進や投資家の資産運用の多様化を図る観点から、投資家保護の観点に留意しつつ、一定の投資経験等を持つ個人投資家によるプロ向け取引を可能とするためのプロ投資家の要件の弾力化や非上場株式や私募商品へのプロ投資家による投資機会の拡充、「ベンチャーファンド市場」の利用活性化に向けた制度整備を進める必要がある。

また、特別買収目的会社（SPAC）の導入について、成長企業への迅速な資金供給や十分な投資家保護の確保等の観点を踏まえ、海外の規制当局の対応なども見据えつつ、総合的に検討していく必要がある。

さらに、株式新規上場（IPO）における適正な公開価格のあり方について検討を進める必要がある。

加えて、わが国市場の魅力向上の観点からも、世界の環境投資資金を国内に呼び込み、脱炭素化に資する社債取引が活発に行われる「グリーン国際金融センター」を日本に実現することが重要であり、そのための取組みを検討すべきである。

### ② 海外事業者や高度外国人材のための環境構築

滞在許可については、上述の通り、現在、検討が進められているところであるが、その成果である告示等について、できるだけ早急に発出できるよう検討を進めていくことが重要である。

また、新型コロナウイルス感染症の発生状況を見据えつつ、これまでのオンラインによるプロモーションに加えて、在外公館を活用した海外の金融センター現地における金融事業者・金融人材向けのプロモーションにも取り組んでいくべきである。

## 7. 企業会計に関する小委員会

### (1) これまでの提言に基づく成果

企業会計に関する小委員会においては、会計監査の信頼性確保の実現の観点から、監査法人のローテーション制度や、新たなデジタル技術を活用した会計監査などについて議論を行ってきた。

監査法人のローテーション制度については、現状、公認会計士法により、パートナーローテーションが義務づけられている。これについて「新たな視点での会計監査」という制度趣旨に基づき一層適切な運用を確保するため、同小委員会の議論を踏まえ、日本公認会計士協会は、パートナー以外の監査チームメンバーについてもローテーションを実施すべく、2020年2月に会長通牒を公表・施行した。

新たなデジタル技術を活用した会計監査については、これまでの会計データを用いた不正事案分析に、音声、経営者の動機分析等の要素の取り入れが進められているほか、大学と共同研究を行うなどの取組みも進められている。同小委員会において、こうした取組みのヒアリングを行ったほか、AI、ブロックチェーン、IoTなどの先端技術、デジタル領域の専門家を集約した監査法人系列会社への視察も行った。物理的な在庫が存在しないビジネス等において発生しやすいとされる、いわゆる「循環取引」が、近時、新たに発覚したところである。今後、海外事案等も参考に、新たなデジタル技術を活用した会計監査の将来像を意識し、こうした架空の取引を探知し不正会計を見抜く手法を確立していく必要がある。

また、2020年からは、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、対面機会の減少や現物確認の実施に制限が生じている状況を踏まえ、企業や監査法人が十分な時間を確保することにより高品質な会計監査を維持するとともに、金融・資本市場の機能を維持するとの観点から、政府や取引所等に対し、以下の対応をとることで上場企業等による適時適切な開示等を図るよう促した。

- 有価証券報告書等の提出期限延長
- 新型コロナウイルス感染症の拡大が事業活動等に与える影響に関する早期開示・開示の充実（事業継続上の大きなリスクが生じた時の適時の開示のあり方を含む）
- オンライン等での開催を含む株主総会の開催方法等に関する周知

これらの取組みや現場の関係者のご努力により、新型コロナウイルス感染症が拡大したピーク時を含め、クラスターの発生等の大きな混乱はなく、2020年

3月期の決算・監査業務については、乗り越えられている。

## (2) 今後の課題

引き続き新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期を予測することが極めて困難な状況が続いていることから、以下の対応を促している。

- 日本公認会計士協会は、監査上の留意事項を発出し、2021年1月からの緊急事態宣言発令などを踏まえ、営業自粛の要請を受けている飲食業をはじめとする一部の業種で、相当数の企業が業績や財政状態に深刻な影響を受けていることが明らかになっていることから、
  - ・ 監査人に対し、経営者と適時・適切なコミュニケーションを図ること
  - ・ 監査人が実態と乖離した過度に悲観的な予測を行い、経営者の行った会計上の見積りを重要な虚偽表示と判断することは適切ではないことに留意することを求めている。また、日本公認会計士協会は、コロナ禍における監査に関する相談窓口を設置した。

今後、政府においては、引き続きこうした取組みについて、上場会社等である事業者に対し、その状況に応じて適切に周知徹底を図っていくべきである。

また、2020年12月18日には中間提言を取りまとめ、新型コロナウイルス感染症の影響長期化に備え、健康や安全を優先しつつ、上場企業等においては情報の適時適切な開示、監査法人においては高品質な監査を徹底するよう促している。

具体的には、新たなデジタル技術を活用した会計監査の将来像も意識し、たとえば次のような課題につき、日本公認会計士協会や全国銀行協会等の関係者の協力により進められている。

- 監査人が遠隔地からの実地棚卸の立会（リモート棚卸立会）による対応を検討するにあたって、実務上考慮すべき事項について、具体的な事例等を織り込んで取りまとめる必要がある。
- 監査人による監査手続きの中で、監査対象先企業の預金や売掛金の残高を銀行や取引先企業に確認する手続き（残高確認）がある（残高確認状）。上場会社だけでも年間100万通ほどあるとの推計もあり、残高確認状のオンライン化を推進する必要がある。

中間提言を踏まえ、日本公認会計士協会は、2020年12月から2021年2月にかけて、リモートワーク対応に向けた一連の留意事項をまとめ、公表している。こうした点の推進に向けても、政府においては、引き続き関係者に周知徹底を図っていくべきである。

## 8. 地域金融に関する小委員会

### (1) これまでの提言に基づく成果

2019年5月7日、当小委員会前身の「地域金融機関経営力強化PT」は、低金利環境の継続などの厳しい経営環境の下で、地域金融機関が経営力を高めていくことが出来るよう、政府に対し、業務範囲の規制の見直しやガバナンス機能等を向上させる施策の検討などを提言した。

上記を踏まえ、政府においては、地域商社への5%超の出資を可能にするなどの一定の規制の見直しを2019年に実施したほか、地域金融機関の経営・ガバナンスの改善に資する論点を2020年に取りまとめ・公表した。

2020年5月28日には、人口減少や産業縮小等に直面する地域経済の活性化を進めるよう、地域において「産官学金労言士」が連携し、地域製品のブランド化や販路開拓、新技術の育成など、地方創生に向けた取組みを強力に推進していくこと、特に、地域金融機関が、政府の規制緩和や財政措置も活用し、人材紹介、地域商社の推進等の具体策を積み重ねていくべき旨の提言を行った。

こうした中で、50を超える地域金融機関が、政府の「先導的人材マッチング事業」に参加しながら、地域企業の人材支援を推進しているほか、更に政府で、REVICの人材リストを活用して地域金融機関等が地域企業に経営人材を紹介する取組みを支援する「地域企業経営人材マッチング促進事業」を創設している。

加えて、同5月28日の提言では、新型コロナウイルス感染拡大により事業者の資金繰り懸念が急拡大した状況を踏まえて、金融機関等に条件変更・新規融資等の徹底を要請すること、また、地域中核企業等の経営改善等を図るため、REVICによる支援・出資決定期限を延長すること、さらに、金融機能強化法を改正し、地域経済の再生を進める金融機関に資本支援を行うことなどを提言した。

上記を踏まえ、民間金融機関においては、いわゆる「実質無利子無担保融資」を本年4月末時点で約140万件実行し、貸出残高も過去にない伸びを見せるなど、迅速かつ的確に支援を実施した。また、REVICの支援・出資決定期限の延長と金融機能強化法の期限延長等も政府において法制措置が講じられた。

続く2020年12月3日には、「中間提言」として、引き続き感染拡大が見られる中で、金融機関によるきめ細かい支援の継続やファンドの活用等の関係機関との連携を通じた支援の加速化等について提言した。



更に、2021年1月から3月までの間に、特に深刻な打撃を受ける飲食・宿泊・観光等の事業者に集中的にヒアリングを実施し、3月4日に、返済猶予・資金繰りの支援、債権買取り等の再生支援、資本性ローン活用等を盛り込んだ緊急提言を取りまとめ、政府に提出した。

加えて、4月の緊急事態宣言発出後の同月27日にも、飲食・宿泊業を含む幅広い事業者について、既存借入金を条件変更した場合の新規融資を含む最大限柔軟な対応を徹底するよう、緊急提言を行った。

政府及び官民の金融機関においては、こうした要請を受けて、累次にわたり金融機関等に機動的に要請等を実施したほか、3月23日には、「新型コロナの影響を特に受けている飲食・宿泊等の企業向けの金融支援等について」を取りまとめ、日本政策投資銀行等による資本性劣後ローンの金利引下げ等の措置を講じているところであり、引き続き、官民金融機関や信用保証協会等が協働して、適切な支援措置を速やかに実行に移していく必要がある。

## (2) 今後の課題

新型コロナウイルス感染症の影響拡大は2年目を迎え、地域経済は深刻な影響を受けており、地域経済の要である地域金融機関においては、地域の事業の動向を注視し、機動的かつきめ細かい事業者支援を行って、地域の産業と雇用を守り抜く必要がある。

緊急事態宣言の延長など、事業者を取り巻く厳しい環境が続く中で、条件変更の徹底等に加え、新たな資金が必要な事業者には、政府系金融機関による「無利子無担保融資」や、4月1日から開始された民間金融機関の「伴走支援型特別保証制度」等も活用し、資金繰り支援を再徹底する必要がある。

また、デジタル化や脱炭素化を含む急速な環境変化が進む中で、「アフターコロナ」の経済基盤を強固なものとするため、早め早めに必要な事業構造等の見直しを進め、地域企業の基盤強化を進めていくことが欠かせない。

地域金融機関は、こうした支援の実施に主導的・先導的な役割を果たす必要があるが、そのためには、地域金融機関自らが、安定した収益・経営基盤を確保することが必要となる。

しかしながら、預貸利鞘の低下等に伴い、伝統的な預貸業務に依拠したビジネスモデルは、すう勢的な収益低下が著しく、限界がある。従来の発想に捉われず大胆な着想で経営戦略を打ち立て、顧客と地域の発展を実現し、自らも収益基盤の多様化と安定化を図るなど、経営改革・強化を進めていく必要がある。

経営改革の具体的なあり方については、当委員会のヒアリングで、

- ・ エクイティ支援等で地域企業の再建等を図り、自らも収益の多様化を図る  
 (※)過去の企業再生局面と比べ、影響を受ける業種等は広範・幅広く、政府系ファンドや中小企業再生支援協議会等とも連携してノウハウ改善を進めることや、金融庁の「ノウハウ共有プロジェクト」等の再生支援の基盤を拡充していくことが必要である。加えて、AI や ICT を活用し、事業再生の能率的・効果的实施を図ることが出来ないか、業種等ごとに共通的・典型的な再生手法等を確立出来ないか、具体的な研究を早急に進めるべきである。
  - ・ 地域の事業創造など金融に止まらない地域の総合サービス企業に脱皮を図る
  - ・ デジタル化を進め、サービス強化と業務全体の革新を進める  
 (※)デジタル人材の育成と地域産業のデジタル化を図るよう、各金融機関が地域のDX推進に重要な役割を果たすことが期待される。
  - ・ 合併等で経営基盤を強化し、地域企業への金融・非金融の支援に取り組む
  - ・ システムや有価証券運用など、非競争分野で共同化等を進める
  - ・ 顧客企業の理解や支援の徹底を図り、地域密着型のモデルを追求する
- といった事例・類型が確認されたところであるが、各金融機関が戦略的・主体的な検討を進め、地域・顧客の実情に応じ最善の方策を実施することを期待したい。

## 9. おわりに

金融調査会においては、引き続き金融分野の重要課題について議論し、具体的な政策提言を行っていく。

## 金融調査会 開催実績

(2020年10月以降)

### 第一回

『金融庁検査と日銀考査の連携強化について』

金融庁、日本銀行

### 第二回

『銀行制度等の見直しに関する検討の状況（その2）』

金融庁

### 第三回

『マクロ経済に関する勉強会』

永濱 利廣 株式会社第一生命経済研究所 経済調査部・首席エコノミスト

河野 龍太郎 BNPパリバ証券株式会社 経済調査本部長・チーフエコノミスト

### 第四回

『新型コロナウイルス対策をふまえた現下の経済状況』

島田 晴雄 東京都公立大学法人 理事長

菅野 雅明 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

金融市場調査部 シニアフェロー チーフエコノミスト

### 第五回

『金融調査会・地域金融に関する小委員会緊急提言案』

『国際金融情勢について』

財務省、日本銀行、金融庁

## 第六回

『みずほ銀行におけるシステム障害について』

みずほ銀行

## 第七回

『金融庁検査と日銀考査の連携強化』

金融庁、日本銀行、全国銀行協会

## 第八回

『新型コロナの影響を特に受けている飲食・宿泊等の企業向けの金融支援等について』

財務省、経済産業省、国土交通省、金融庁

## 第九回

『みずほ銀行におけるシステム障害への対応について（その2）』

みずほ銀行

『コーポレートガバナンス・コードの改定について』

金融庁

## 第十回

『米国顧客との取引を巡る損失の状況について』

野村ホールディングス

『マクロ経済に関する勉強会②（為替）』

小川 英治 東京経済大学経済学部 教授

植田 健一 東京大学大学院教授

※ 2020年10月より前の開催実績は12回。

## 金融調査会金融イノベーション加速化PT 開催実績

(2020年9月以降)

### 第一回

『資金移動業者における不正送金問題について』

金融庁、NTTドコモ、全国銀行協会、ゆうちょ銀行

### 第二回

『銀行制度等の見直しに関する検討の状況』

金融庁

※『銀行制度等の見直しに関する検討の状況（その2）』については、金融調査会本体の第二回目で議論

### 第三回

『銀行制度等の見直しに関する検討の状況（その3）』

金融庁

『地方税の電子化について』

総務省、全国銀行協会

### 第四回

『資金移動業者における不正送金問題について（その2）』

金融庁、全国銀行協会、日本資金決済業協会

『地方税の電子化について（その2）』

総務省

### 第五回

『銀行間手数料の引下げ等について』

全国銀行資金決済ネットワーク

『地方税の電子化について（その3）』

総務省

## 第六回

『金融取引の安全性向上について』

島田太郎 (株) 東芝 執行役上席常務・最高デジタル責任者

## 第七回

『銀証ファイアーウォール規制について』

金融庁、資本市場の健全な発展を考える会（野村証券）、全国銀行協会

## 第八回

『手形、小切手の電子化について』

全国銀行協会、中小企業庁

※ 2020年9月より前の開催実績は8回。

## 金融調査会金融市場強化・保険 PT 開催実績

(2020年10月以降)

### 第一回

『東京証券取引所におけるシステム障害について』

金融庁、東京証券取引所

### 第二回

『東京証券取引所におけるシステム障害への対応について』

金融庁、東京証券取引所

### 第三回

『東京証券取引所におけるシステム障害について』

東京証券取引所

『第一生命における金銭詐取事案について』

金融庁、第一生命

### 第四回

『第一生命における金銭詐取事案について②』

第一生命

『昨年の金融調査会提言のフォローアップ（最良執行方針等）』

金融庁

※ 2020年10月より前の開催実績は7回。

## 金融調査会デジタルマネー推進PT 開催実績

(2020年11月以降)

### 第一回

『中銀デジタル通貨をめぐる現在の状況について』

日本銀行

『デジタル通貨と国際標準について』

木村 武 日本生命保険 海外事業企画部審議役

### 第二回

『新国際秩序創造戦略本部への回答（国際金融センター・CBDC）』

### 第三回

『中央銀行デジタル通貨に関する日本銀行の取り組み』

日本銀行

※ 2020年11月より前の開催実績は4回。



## 金融調査会金融における新国際秩序戦略 PT 開催実績

(2020年11月以降)

### 第一回

『国際金融都市の実現に向けた取組』

金融庁

### 第二回

『新国際秩序創造戦略本部への回答（国際金融センター・CBDC）』

### 第三回

『スタートアップ企業への資金供給について』

金融庁

## 金融調査会企業会計に関する小委員会 開催実績

(2020年11月以降)

### 第一回

『新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた

企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会の取組み』

金融庁

### 第二回

『高品質な会計監査の維持に向けて』

1. ヒアリング

トーマツ監査法人、日本製鉄株式会社、日本公認会計士協会

2. 提言案について

※ 2020年11月より前の開催実績は10回。

## 金融調査会地域金融に関する小委員会 開催実績

(2020年10月以降)

### 第一回

『金融による地方創生の取組み』

北尾 吉孝 SBIホールディングス代表取締役社長

### 第二回

『地域金融機関から見た経済の状況』

吉永 國光 東和銀行代表取締役会長

居戸 利明 第二地方銀行協会副会長専務理事

『日本銀行による地域金融強化のための新制度について』

### 第三回

『地域金融に関する有識者ヒアリング』

宿輪 純一 帝京大学経済学部教授

『その他』

### 第四回

『地域銀行によるコロナ禍のもとでの地域企業支援への取組み』

横浜銀行（全国地方銀行協会）

西原 政雄 全国地方銀行協会 副会長専務理事

『コロナ禍における資金繰り支援の状況』

きらぼし銀行

渡邊 壽信 取締役頭取

『地域金融機関に関する提言について』

## 第五回

『足許の企業状況と金融機関の支援について』

居戸 利明 第二地方銀行協会副会長専務理事

内藤 純一 全国信用組合中央協会理事長

野崎 浩成 東洋大学国際学部教授

観光庁、国土交通省自動車局

観光庁関係業界団体

(全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会)

自動車局関係業界団体

(東都観光バス株式会社、京浜急行バス株式会社)

## 第六回

『足許の企業状況と金融機関の支援について②』

地方銀行、信用金庫からのヒアリング

地方銀行協会、全国信用金庫協会

外食関連業者からのヒアリング

株式会社人形町今半

サントリー酒類株式会社

株式会社トーヨー

株式会社ジョイフル

## 第七回

『足許の企業状況と金融機関の支援について③』

1. 『実効性高い地域金融サポート』

野崎 浩成 東洋大学教授

2. 各業界からのヒアリング

三田 芳裕 全国料理業生活衛生同業組合連合会長 (玄治店 濱田屋 代表取締役社長)

日本ブライダル文化振興協会

株式会社 テイクアンドギヴ・ニーズ

## 第八回

『エクイティを使った地域支援』

安東 泰志 ニューホライズンキャピタル CEO

部谷 俊雄 広島銀行 代表取締役頭取

『合併等による経営基盤強化・地域支援』

柴戸 隆成 ふくおかフィナンシャルグループ 取締役会長兼社長

## 第九回

『地域金融機関によるデジタル化、地域通貨へ向けた取組』

杖村 修司 北國銀行 取締役頭取

大原 誠 飛騨信用組合 会長

古里 圭史 飛騨信用組合 常勤理事 総務部長

『最終化されたバーゼルⅢにおける標準的手法の主な変更点』

金融庁

## 第十回

『金融から非金融へ』

棕梨 敬介 山口フィナンシャルグループ 代表取締役社長/グループCOO

嶋津 紀子 ジャパン・サーチファンド・アクセラレーター 代表取締役社長

『非競争分野の共通化』

米本 努 T S U B A S Aアライアンス（千葉銀行） 取締役専務執行役員

『地域密着・本業回帰』

大前 孝太郎 城北信用金庫 理事長

『新型コロナの影響を特に受けている飲食・宿泊等の企業向けの金融支援等について』

金融庁

### 第十一回

『金融から非金融へ』

長谷川 吉茂 山形銀行 頭取

『地域密着・本業回帰』

川本 恭治 城南信用金庫 理事長

### 第十二回

『小委員会提言「地域金融機関の経営力強化に向けて」』

※ 2020年10月より前の開催実績は12回。